

空港脱炭素化推進事業費補助金

(設備導入支援)

交付要綱

令和4年4月28日 国空計 第39号

令和5年3月 9日 国空計 第178号

国空空技 第514号

国官参戦 第182号

(通則)

第1条 空港脱炭素化推進事業費補助金(設備導入支援)(以下「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び同法施行令(昭和30年政令第255号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、空港の再生可能エネルギー拠点化を推進するための太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の導入、空港車両のEV・FCV化に伴って必要となるインフラ設備の導入、空港建築施設からのCO₂排出削減に資する設備の導入及び国産SAF活用のための受入施設等の導入に要する経費の一部を国が補助することにより、空港における脱炭素化を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「国管理空港等」とは、空港法(昭和31年法律第80号)第15条第1項に規定する国管理空港(空港整備法及び航空法の一部を改正する法律(平成20年法律第75号)附則第3条第1項に規定する特定地方管理空港(以下、単に「特定地方管理空港」という。)を除く。)及び空港法附則第2条第1項に規定する共用空港をいう。
- 二 「会社管理空港」とは、空港法第4条第1項に規定する成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港をいう。
- 三 「地方管理空港等」とは、空港法第5条第1項に規定する地方管理空港及び特定地方管理空港をいう。
- 四 「コンセッション空港」とは、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成25年法律第67号)第2条第5項に規定する国管理空港特定運営事業、同条第6項に規定する地方管理空港特定運営事業若しくは同法附則第3条に規定する共用空港特定運営事業が実施されている空港又は同法附則第14条第1項の特定地方管理空港の運営等が実施されている空港をいう。

五 「その他の空港」とは、調布飛行場、名古屋飛行場、但馬飛行場、岡南飛行場、天草飛行場、大分県央飛行場、八尾空港をいう。

（補助対象事業等）

第4条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、空港における脱炭素化の推進のための設備の導入に係る事業（以下「補助対象事業」という。）に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分、補助対象事業者及び補助金の額は、別表第1に定めるものとする。

（補助金交付申請）

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に補助対象事業者が事前に策定した事業計画等を添付し、大臣に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第6条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（交付決定の変更等の申請）

第7条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更（別表第2に掲げる軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ様式第3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の変更及び通知）

第8条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第4による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(状況報告等)

- 第10条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに 様式第5による事業状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、補助対象事業の遂行状況について、補助金の交付決定に係る国の会計年度の4月1日から11月30日までの期間について作成した様式第5による事業状況報告書を、当該年度の12月15日までに、大臣に提出しなければならない。
- 3 大臣は、補助対象事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を取るべきことを補助対象事業者に命ずることができる。

(実績報告)

- 第11条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第6による事業完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第7による事業年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

- 第12条 大臣は、前条本文の規定による事業完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第8により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い等)

- 第13条 補助金の支払いは、原則として前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。
- 2 大臣は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える額の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第9による補助金支払請求書を支出官に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還命令)

第15条 大臣は、次の各号に掲げる場合には交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合

二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行った場合

四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(消費税仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助対象事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告により補助金にかかる消費税仕入控除額が確定したときは、様式第10を速やかに大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があったときは、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納金の額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(事業の中止等)

第17条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、

様式第11による補助対象事業中止申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の整理）

第18条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（取得財産等の整理）

第19条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければならない。

（帳簿等の保存）

第20条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

（取得財産等の管理等）

第21条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第22条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して大臣が別に定める期間を経過するまでの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ 様式第12による財産処分承認申請書を大臣に提出して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の

範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

（補助金調書）

第23条 補助対象事業者（地方公共団体の補助対象事業者に限る。）は、当該補助対象事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする 様式第13による補助金調書を作成しておかなければならない。

別表第1（第4条第2項関連）

補助対象経費の区分	
(1)太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備の導入	太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の導入を目的とした、設備の購入費、設置工事費、施設改修工事費及び付帯工事費。 例：太陽光発電設備、風力発電設備、蓄電池、その他目的を達成するための効果が認められるもの。
(2)空港車両のEV・FCV化に伴って必要となるインフラ設備の導入	空港車両のEV・FCV化に伴い必要となるインフラ設備の導入を目的とした、設備の購入費、設置工事費、施設改修工事費及び付帯工事費。 例：空港車両のEV化に必要な充電設備、空港車両のFCV化に必要な水素充填設備、その他目的を達成するための効果が認められるもの。
(3)空港ビル等の照明・空調設備の効率化	空港ターミナルビル等の空港建築施設における照明のLED化や空調の効率化等、省エネルギー化を目的とした、設備の購入費、設置工事費、施設改修工事費、システム導入・改修費及び付帯工事費。 例：照明のLED化、空調の高効率化、空調管理制御システムの改修、その他目的を達成するための効果が認められるもの。
(4)エネルギーの見える化	空港内のエネルギー使用量やCO ₂ 排出量の見える化の導入など、効率的なCO ₂ 排出削減を目的とした、設備の購入費、設置工事費、施設改修工事費、システム導入・改修費及び付帯工事費。 例：カメラ・センサーの購入、BEMS・EMSの導入、その他目的を達成するための効果が認められるもの。
(5)国産SAF活用のための受入施設等の導入	空港におけるSAF受入施設・設備の導入を目的とした、設備の購入費、設置工事費、施設改修工事費、システム導入・改修費及び付帯工事費。 例：SAF受入に必要なタンク・配管・ポンプ等、SAF受入に必要な航空燃料の在庫管理システムの改修、その他目的を達成するための効果が認められるもの。
補助対象事業者	
空港管理者、空港内事業者その他民間事業者 対象空港：国管理空港等、会社管理空港、地方管理空港等、コンセッション空港、その他の空港	
補助金の額	
補助対象経費に1/2を乗じて得た額以内の額	

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。

2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
- また、補助対象経費にかかる消費税のうち、一部又は全部について仕入控除が出来ない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費にかかる消費税相当額も補助対象とする。
3. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。

別表第2(第7条関連)

補助事業の内容の軽微な変更
次に掲げるもの以外のもの (1) 補助対象事業の施工位置を変更するもの (2) 補助対象事業に係る機材等数量の増減が3割を超えるもの (3) 機器等の性能若しくは規格の変更で、当該変更により当該機器等の機能が変わるもの